

欧州委員会、技術移転契約に関する競争法制度改正案について  
パブリック・コメントの募集を開始

2013年2月25日  
JETRO デュッセルドルフ事務所

欧州委員会は、2月20日、ライセンサーがライセンシーに対し製品及びサービスの供給のために特許、ノウハウ、ソフトウェアを活用することを許可する技術移転契約の評価のための新たな競争ルールに関する提案について、同日にパブリック・コメントの募集を開始する旨、プレスリリースを行った。コメント提出期限は5月17日とされている。

本提案の目的は、研究及びイノベーションへのインセンティブを強化し、知的財産の普及を促進し、競争を刺激するために、現行の競争法制度を改訂すること。欧州委員会は、利害関係者によるコメントの提出を踏まえて、新たな制度を、現行制度が失効する2014年4月までに採択する。

本プレスリリースによれば、ライセンスは経済発展と消費者の福祉にとって不可欠であり、イノベーションを普及する助けとなり、企業が補完的な技術を取り入れて利用することを可能とするものであることを前提としつつ、ライセンス契約を利用した市場の分断や競合技術の市場からの排除を行い得る旨を例示しながら、ライセンス契約は競争を阻害する効果も有しているとしている。これらのような反競争的契約は、EU 運営条約 (TFEU) 第 101 条によって禁止されており、知的財産権保有者がその保有する権利を他社に対してどのようにライセンスするかは、イノベーションを刺激し域内市場における公平な競争の場を維持する上で極めて重要であると本プレスリリースは強調する。

EU における当該分野に関する現行の法制度は2つの法的文書から構成される。その一方は、「技術移転一括適用免除に関する規則」(欧州委員会規則 772/2004 号：以下「TTBER」) であり、本規則は、EU の競争ルールに適合していると思なされる一定の問題のない契約に対していわゆる「免責条項 (safe harbour)」を創設している。他方の法的文書は、EU の競争ルールの下での技術移転契約の評価に関する指針を提供する、TTBER に伴う欧州委員会ガイドラインである。これらに基づき、企業はその締結した契約が反競争的であり TFEU 第 101 条に違反するものであるか否かを評価することができるとされている。

現行の法制度に関し、欧州委員会がパブリック・コメントを募集するのは今回が2回目。2011年12月6日から2012年2月3日まで実施された初回の募集に対する回答を踏まえて、

欧州委員会は、現行法制度に対し以下に例示する諸点を含むいくつかの変更<sup>1</sup>を提案している。

例えば、ライセンサーが知的財産権の有効性を争った場合に契約を解除できるとの「契約解除条項」<sup>2</sup>や、ライセンサーによってなされた改良をライセンサーにライセンスし返すことを義務付ける、すべての種類<sup>3</sup>の「排他的グラントバック条項」は、自動的に適用除外にはならず、競争ないしイノベーションを阻害するおそれがあることからケースバイケースで評価されるべき旨が提案されている。また、欧州委員会は上述の欧州委員会ガイドラインの改訂、特に、「パテントプール」等の技術プールの競争促進性の評価に関する考え方や、プール外部へのライセンスアウトの TTBER 上の取扱いに関し、新規の条項を含めることも提案している。

— 欧州委員会によるプレスリリースは、以下参照 —

[Antitrust: Commission consults on proposal for revised competition regime for technology transfer agreements](#)

— 欧州委員会による一般のパブリック・コメント募集は、以下参照 —

[Draft proposal for a revised block exemption for technology transfer agreements and for revised guidelines](#)

— 現行の TTBER は、以下参照 —

[Commission Regulation \(EC\) No 772/2004 of 27 April 2004 on the application of Article 81\(3\) of the Treaty to categories of technology transfer agreements](#)

— 現行の欧州委員会ガイドラインは、以下参照 —

[Guidelines on the application of Article 81 of the EC Treaty to technology transfer agreements](#)

— 欧州委員会による TTBER の改正提案は、以下参照 —

[DRAFT COMMISSION REGULATION \(EU\) on the application of Article 101\(3\) of the Treaty on the Functioning of the European Union to categories of technology transfer agreements \(PDF\)](#)

— 欧州委員会による欧州委員会ガイドラインの改訂提案は、以下参照 —

[DRAFT COMMUNICATION FROM THE COMMISSION Guidelines on the application of Article 101 of the Treaty on the Functioning of the European Union to technology transfer agreements \(PDF\)](#)

---

<sup>1</sup> 欧州委員会による改正提案の概要については、欧州委員会作成のメモランダム「Antitrust: Commission consults on proposal for revised competition regime for technology transfer agreements – frequently asked questions」を参照。

<sup>2</sup> 現行の TTBER 第 5 条 1. (c)においては、いわゆる「不競争条項」は一括適用除外から明示的に除かれているが、「契約解除条項」は必ずしもこれと同様に扱われるようには規定されていない。

<sup>3</sup> 現行の TTBER 第 5 条 1. (a)及び(b)においては、「分離可能な (severable) 改良」に関する排他的グラントバック条項のみが一括適用除外の対象から外されている。

- 欧州委員会による初回のパブリック・コメント募集は、以下参照 —  
[Revision of the rules for the assessment of licensing agreements for the transfer of technology under EU competition law](#)
- 同パブリック・コメント募集への回答は、以下参照 —  
[Replies to the consultation](#)
- 欧州委員会作成のメモランダムは、以下参照 —  
[Antitrust: Commission consults on proposal for revised competition regime for technology transfer agreements – frequently asked questions](#)

(以上)